

枚方市規則第 9 号

枚方市会計規則の一部を改正する規則

枚方市会計規則（平成11年枚方市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第26条に次の1号を加える。

(12) 留守家庭児童会室副食費

第33条第1号中「第11号」を「第12号」に改める。

第81条第1項第4号中「試験、検査等の」を「即時支払を要する」に改める。

附 則 [令和5年3月16日公布]

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第81条の改正規定は、公布の日から施行する。